

厚生労働省発老 0630 第 1 号

令和 8 年 6 月 30 日

都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長 殿
中 核 市 市 長

厚生労働事務次官

令和 8 年度社会福祉施設等設備災害復旧費
(介護事業所・施設等復旧支援事業分) の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「令和 8 年度社会福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金（介護事業所・施設等復旧支援事業分）交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされ、令和 8 年 4 月 1 日から適用することとされたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、本通知中、市町村又は社会福祉法人等に対して国庫補助を行うこととされている部分については、貴管内市町村又は社会福祉法人等に対する周知につき配慮願いたい。

別紙

令和 8 年度社会福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金 (介護事業所・施設等復旧支援事業分) 交付要綱

(通則)

- 1 社会福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金（介護事業所・施設等復旧支援事業分）（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年<sup>厚生省
労働省</sup>令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象（以下「災害」という。）により被災した介護事業所・施設等の事業再開に対する支援を図り、被災地における介護サービスの提供体制の確保を図ることを目的とする。

(定義)

- 3 この交付要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 介護事業所・施設等

次の表 1 の第 1 欄に定める区分に定める事業所及び施設等であって、第 2 欄に定めるものをいう。

(表 1)

1 区 分	2 定 義
訪問介護事業所	介護保険法（平成 9 年法律第123号）に規定する訪問介護又は第一号訪問事業を行う事業所
訪問入浴介護事業所	介護保険法に規定する訪問入浴介護又は介護予防訪問入浴介護を行う事業所
訪問看護事業所	介護保険法に規定する訪問看護又は介護予防訪問看護を行う事業所
訪問リハビリテーション事業所	介護保険法に規定する訪問リハビリテーション又は介護予

	防訪問リハビリテーションを行う事業所
通所介護事業所	介護保険法に規定する通所介護又は第一号通所事業を行う事業所
通所リハビリテーション事業所	介護保険法に規定する通所リハビリテーション又は介護予防通所リハビリテーションを行う事業所
短期入所生活介護事業所	介護保険法に規定する短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を行う事業所
短期入所療養介護事業所	介護保険法に規定する短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を行う事業所
特定施設入居者生活介護事業所	介護保険法に規定する特定施設入居者生活介護若しくは地域密着型特定施設入居者生活介護事業所又は介護予防特定施設入居者生活介護を行う事業所
福祉用具貸与事業所	介護保険法に規定する福祉用具貸与又は介護予防福祉用具貸与
居宅介護支援事業所	介護保険法に規定する居宅介護支援を行う事業所
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	介護保険法に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う事業所
夜間対応型訪問介護事業所	介護保険法に規定する夜間対応型訪問介護を行う事業所
地域密着型通所介護事業所	介護保険法に規定する地域密着型通所介護又は第一号通所事業を行う事業所
認知症対応型通所介護事業所	介護保険法に規定する認知症対応型通所介護又は介護予防認知症対応型通所介護を行う事業所
小規模多機能型居宅介護事業所	介護保険法に規定する小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護を行う事業所
認知症対応型共同生活介護事業所	介護保険法に規定する認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を行う事業所
複合型サービス（看護小規模多機	介護保険法に規定する複合型サービス（看護小規模多機能型

能型居宅介護）事業所	居宅介護）を行う事業所
養護老人ホーム	老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する養護老人ホーム
特別養護老人ホーム	老人福祉法に規定する特別養護老人ホーム
軽費老人ホーム	老人福祉法に規定する軽費老人ホーム
介護老人保健施設	介護保険法に規定する介護老人保健施設
介護医療院	介護保険法に規定する介護医療院
地域包括支援センター	介護保険法に規定する地域包括支援センター
介護予防拠点	「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」（平成26年9月12日医政発0912第5号医政局長、老発0912第1号老健局長、保発0912第2号保険長通知）に基づく介護予防拠点

（２）被災都道府県

災害により被災した介護事業所・施設等の所在する都道府県をいう。

（３）被災地方公共団体

被災都道府県並びに被災都道府県の管内の指定都市及び中核市をいう。

（４）被災事業所等

被災地方公共団体の区域に設置される介護事業所・施設等のうち、災害により、備品設備等に被害を受けたものをいう。

（交付の対象）

４ この補助金は、令和８年６月３０日老発０６３０第１号厚生労働省老健局長通知の別添「令和８年度社会福祉施設等設備災害復旧事業（介護事業所・施設等復旧支援事業分）実施要綱」に基づき行う、次に定める事業を交付の対象とする。

（１）被災地方公共団体が設置する被災事業所等の事業再開に要する経費に補助金を財源の全部又は一部として充てる事業

（２）被災地方公共団体の区域内において被災事業所等を設置する市区町村（指定都市及び中核市を除く。以下６において同じ。）又は民間事業者に対し、その被災事業所等の事業再開に要する経費について、当該被災地方公共団体が補助する事業

(交付の対象外費用)

5 この補助金は、次に掲げる費用については、補助の対象外とする。

- (1) 国が別途定める国庫負担金、補助金及び交付金の交付の対象となる事業
- (2) 施設整備を目的とする事業（土地や既存の建物の買収、土地の整地を含む。）
- (3) 事業の復旧に要する初期契約費用のうち、後年度に貸主等に返還義務が発生する費用（敷金、保証金等）
- (4) 高齢者に対する介護サービス等の提供に資することのないもの。
- (5) 災害により被災した被災事業所等の復旧と認められないもの（当該備品購入が、効率的な介護サービス等の提供に資する場合を除く。）。
- (6) 福祉用具貸与事業所の備品のうち、その貸与により、介護保険法第 40 条に規定する介護給付又は介護保険法第 52 条に規定する介護予防給付の対象となるもの。
- (7) その他、復旧支援事業として適当と認められないもの。

(交付額の算定方法)

6 この補助金の交付額は、被災事業所等を設置する被災地方公共団体、市区町村又は民間事業者ごとに、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

(1) 4 の (1) の事業（直接補助事業）

表 2 の第 1 欄の区分に定める被災事業所等ごとの数に第 2 欄の基準額を乗じて得た額を合計した額と、第 3 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(2) 4 の (2) の事業（間接補助事業）

ア 表 2 の第 1 欄の区分に定める被災事業所等（被災地方公共団体の区域（当該被災地方公共団体が都道府県である場合は、指定都市及び中核市の区域を除く。）に設置されるものに限る。）ごとの数に第 2 欄の基準額を乗じて得た額を合計した額と、第 3 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は寄付金収入額を除く。）を控除した額を比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と、被災地方公共団体が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(表 2)

1 区 分	2 基準額	3 対象経費
訪問介護事業所	4,500千円	当該被災事業所等の

訪問入浴介護事業所 訪問看護事業所 訪問リハビリテーション事業所 通所介護事業所 通所リハビリテーション事業所 短期入所生活介護事業所 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護事業所 福祉用具貸与事業所 居宅介護支援事業所 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 夜間対応型訪問介護事業所 地域密着型通所介護事業所 認知症対応型通所介護事業所 小規模多機能型居宅介護事業所 認知症対応型共同生活介護事業所 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）事業所 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム 介護老人保健施設 介護医療院 地域包括支援センター 介護予防拠点		事業再開に必要な需用費、旅費、賃金、役務費、委託料（耐震診断その他被災施設の安全性を確認するための経費を含む。）、使用料及び賃借料（土地、建物に要する経費を除く。）、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）
--	--	--

（交付の条件）

7 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- （１） 事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- （２） 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- （３） 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- （４） 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- （５） 事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡

- し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、別紙様式5により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。
- (9) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価額が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期限を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期限を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (10) 都道府県又は指定都市若しくは中核市は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。
- (11) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者（地方公共団体に限る。）に交付する場合には、間接補助事業者に対し、(1) から (9) に掲げる条件を付さなければならない。この場合において、(1) から (4) 及び (6) 中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、(6) 中「国庫」とあるのは「都道府県」と、(5) 中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、読み替えるものとする。
- (12) 都道府県又は指定都市及び中核市は、間接補助金を間接補助事業者（地方公共団体を除く。）に交付する場合には、次に掲げる条件を付さなければならない。
- ア (1) から (7) に掲げる条件。この場合において、(1) から (4) 及び (6) 中「厚生労働大臣」とあるのは、都道府県が補助を行う場合は「都道府県知事」と、指定都市又は中核市が補助を行う場合には「市長」と、(6) 中「国庫」とあるのは、都道府県が補助を行う場合は「都道府県」と、指定都市又は中核市が補助を行う場合は「市」と、(5) 中「50万円」とあるのは、「30万円」と、「厚生労働大臣の承認」とあるのは、都道府県が補助を行う場合は「都道府県知事の承認」と

と、指定都市又は中核市が補助を行う場合は「市長の承認」と、読み替えるものとする。

イ 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期限を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期限を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

ウ 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、別紙様式5により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに都道府県知事（指定都市又は中核市が補助を行う場合は市長。以下、この号において同じ。）に報告しなければならない。

なお、間接補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、都道府県知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を都道府県（指定都市又は中核市が補助を行う場合は市）に納付しなければならない。

(13) (11) 又は (12) により付した条件に基づき、都道府県知事又は指定都市の長若しくは中核市の長が承認又は指示する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を得なければならない。

(14) (11) 又は (12) により付した条件に基づき、間接補助事業者から財産の処分による収入又は間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付しなければならない。

（申請手続）

8 この補助金の交付の申請は、別紙様式2による申請書に関係書類を添えて、別に定める期日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

（変更申請手続）

9 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請

等を行う場合には、８に定める申請手続きに従い、別に定める期日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

（交付決定までの標準的期間）

- 10 厚生労働大臣は、８又は９に定める申請書が到達した日から起算して、原則として２月以内に交付の決定（変更の決定を含む。）を行うものとする。

（補助金の概算払）

- 11 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

（実績報告）

- 12 この補助金の事業実績報告は、事業完了の日から起算して１か月を経過した日（７の（３）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して１か月を経過した日）又は翌年度４月10日のいずれか早い日までに、別紙様式３による事業実績報告書に関係書類を添えて、厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

なお、事業が翌年度にわたるときは、翌年度４月30日までに、別紙様式４の様式による報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

（補助金の返還）

- 13 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

（その他）

- 14 特別の事情により、６、８、９及び12に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別紙様式 1

令和 8 年度社会福祉施設等設備災害復旧費補助金（介護事業所・施設等復旧支援事業分）調書

令和 年度 厚生労働省所管

（ 地方公共団体名 ）

国		(地方公共団体名)										備 考
歳 出 予 算 科 目	交付決定 の 額 円	歳 入			歳 出							
		科 目	予算現額 円	収入済額 円	科 目	予算現額 円	うち国庫補 助金相当額 円	支出済額 円	うち国庫補 助金相当額 円	翌年度繰越額 円	うち国庫補 助金相当額 円	
(項) 介護保険制度運営推進費												
(目) 社会福祉施設等設備災害復 旧費補助金												

（作成要領）

- 1 「国」の「交付決定の額」は、交付決定通知書の交付金の額を記入すること。
- 2 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあっては、款、項、目、節を、歳出にあっては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
- 3 「予算現額」は、歳入にあっては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあっては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記入すること。
- 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。
- 5 補助事業等の歳出予算額の繰越が行なわれた場合における翌年度に行われる当該事業等に係る補助金についての調書の作成は、本表に準ずること。
この場合において地方公共団体の歳入の科目に「前年度繰越額」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字下欄に補助金額を内書（ ）をもって附記すること。

号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事
指定都市の長
中核市の長

令和 8 年度社会福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金
(介護事業所・施設等復旧支援事業分) の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 国庫補助金申請額 金 円
- 2 所要額内訳 別紙(1)のとおり
- 3 事業計画 別紙(2)のとおり
- 4 都道府県(指定都市及び中核市)の歳入歳出予算(見込)書抄本

(注) 変更交付申請の場合は、表題の「交付申請」を「変更交付申請」とし、「1 申請額」には、前回の交付決定額、今回の交付申請額及び前回の交付決定額と今回の交付申請額の差額を記載すること。

令和８年度社会福祉施設等設備災害復旧費補助金（介護事業所・施設等復旧支援事業分）所要額内訳

（都道府県・指定都市・中核市名）

（単位：円）

No.	設置主体名 （都道府県・市区町村 ・民間事業者等）	事業所及び施設等	総事業費 A	寄付金その他の 収入額 B	差引額 C（A－B）	対象経費 実支出予定額 D	基準額 E	都道府県・指定 都市・中核市補 助額 F	国庫補助 基本額 G	国庫補助 所要額 H	既交付決定額 I	差引額 J（H－I）	備考
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
合 計													

（注１） E欄には、本通知から得られる基準額を記入すること。

（注２） F欄は間接補助の場合のみ金額を記入すること。なお、直接補助の場合は斜線をひくこと。

（注３） G欄には、C欄、D欄、E欄及びF欄を比較して最も低い額を記入すること。

（注４） H欄には、G欄と同額を記入すること。ただし千円未満の端数が生じた場合には切り捨てること。

（注５） 本表に記載できない場合は、適宜行を追加すること。

事業計画書（総括表）

都道府県・指定都市・中核市名	
----------------	--

○ 介護事業所・施設等復旧支援事業

概要	
----	--

事業種別	箇所数	事業種別	箇所数
訪問介護事業所		地域密着型通所介護事業所	
訪問入浴介護事業所		認知症対応型通所介護事業所	
訪問看護事業所		小規模多機能型居宅介護事業所	
訪問リハビリテーション事業所		認知症対応型共同生活介護事業所	
通所介護事業所		看護小規模多機能型居宅介護事業所	
通所リハビリテーション事業所		養護老人ホーム	
短期入所生活介護事業所		特別養護老人ホーム	
短期入所療養介護事業所		軽費老人ホーム	
特定施設入居者生活介護事業所		介護老人保健施設	
福祉用具貸与事業所		介護医療院	
居宅介護支援事業所		地域包括支援センター	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		介護予防拠点	
夜間対応型訪問介護事業所			

対象経費区分	対象経費の支出予定額 (円)	積算内訳 (必要に応じ資料を添付すること)	備考

※ 設置主体ごとに別紙（３）を作成し添付すること。

事業計画書（個票）

設置主体名	
-------	--

○ 介護事業所・施設等復旧支援事業

事業種別	箇所数	事業種別	箇所数
訪問介護事業所		地域密着型通所介護事業所	
訪問入浴介護事業所		認知症対応型通所介護事業所	
訪問看護事業所		小規模多機能型居宅介護事業所	
訪問リハビリテーション事業所		認知症対応型共同生活介護事業所	
通所介護事業所		看護小規模多機能型居宅介護事業所	
通所リハビリテーション事業所		養護老人ホーム	
短期入所生活介護事業所		特別養護老人ホーム	
短期入所療養介護事業所		軽費老人ホーム	
特定施設入居者生活介護事業所		介護老人保健施設	
福祉用具貸与事業所		介護医療院	
居宅介護支援事業所		地域包括支援センター	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		介護予防拠点	
夜間対応型訪問介護事業所			

対象経費区分	対象経費の支出予定額 (円)	積算内訳 (必要に応じ資料を添付すること)	備考

※ 設置主体ごとに作成した別紙（３）の事業箇所数及び対象経費の合計が、別紙（２）と一致すること。

号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事
指定都市の長
中核市の長

令和 8 年度社会福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金
(介護事業所・施設等復旧支援事業分) の事業実績報告について

令和 年 月 日厚生労働省発老 第 号で交付決定を受けた令和 8 年度社会福祉施設等設備災害復旧費補助金(介護事業所・施設等復旧支援事業分)に係る事業実績については、次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 国庫補助金精算額 金 円
- 2 精算額内訳 別紙(1)のとおり
- 3 事業実績報告書 別紙(2)のとおり
- 4 都道府県(指定都市及び中核市)の歳入歳出決算書抄本

令和８年度社会福祉施設等設備災害復旧費補助金（介護事業所・施設等復旧支援事業分）精算額内訳

（都道府県・指定都市・中核市名）

（単位：円）

No.	設置主体名 （都道府県・市区町村 ・民間事業者等）	事業所及び施設等	総事業費 A	寄付金その他の 収入額 B	差引額 C（A－B）	対象経費 実支出額 D	基準額 E	都道府県・指 定都市・中核 市補助額 F	国庫補助 基本額 G	国庫補助 所要額 H	国庫補助 交付決定額 I	国庫補助 受入済額 J	差引過不足額 K（J－H）	備考
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
合 計														

- （注１） E欄には、本通知から得られる基準額を記入すること。
- （注２） F欄は間接補助の場合のみ金額を記入すること。なお、直接補助の場合は斜線をひくこと。
- （注３） G欄には、C欄、D欄、E欄及びF欄を比較して最も低い額を記入すること。
- （注４） H欄には、G欄と同額を記入すること。ただし千円未満の端数が生じた場合には切り捨てること。
- （注５） 本表に記載できない場合は、適宜行を追加すること。

事業実績報告書（総括表）

都道府県・指定都市・中核市名	
----------------	--

○ 介護事業所・施設等復旧支援事業

概要	
----	--

事業種別	箇所数	事業種別	箇所数
訪問介護事業所		地域密着型通所介護事業所	
訪問入浴介護事業所		認知症対応型通所介護事業所	
訪問看護事業所		小規模多機能型居宅介護事業所	
訪問リハビリテーション事業所		認知症対応型共同生活介護事業所	
通所介護事業所		看護小規模多機能型居宅介護事業所	
通所リハビリテーション事業所		養護老人ホーム	
短期入所生活介護事業所		特別養護老人ホーム	
短期入所療養介護事業所		軽費老人ホーム	
特定施設入居者生活介護事業所		介護老人保健施設	
福祉用具貸与事業所		介護医療院	
居宅介護支援事業所		地域包括支援センター	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		介護予防拠点	
夜間対応型訪問介護事業所			

対象経費区分	対象経費の支出済額 (円)	積算内訳 (必要に応じ資料を添付すること)	備考

※ 設置主体ごとに別紙（３）を作成し添付すること。

事業実績報告書（個票）

設置主体名	
-------	--

○ 介護事業所・施設等復旧支援事業

事業種別	箇所数	事業種別	箇所数
訪問介護事業所		地域密着型通所介護事業所	
訪問入浴介護事業所		認知症対応型通所介護事業所	
訪問看護事業所		小規模多機能型居宅介護事業所	
訪問リハビリテーション事業所		認知症対応型共同生活介護事業所	
通所介護事業所		看護小規模多機能型居宅介護事業所	
通所リハビリテーション事業所		養護老人ホーム	
短期入所生活介護事業所		特別養護老人ホーム	
短期入所療養介護事業所		軽費老人ホーム	
特定施設入居者生活介護事業所		介護老人保健施設	
福祉用具貸与事業所		介護医療院	
居宅介護支援事業所		地域包括支援センター	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		介護予防拠点	
夜間対応型訪問介護事業所			

対象経費区分	対象経費の支出済額 （円）	積算内訳 （必要に応じ資料を添付すること）	備考

※ 設置主体ごとに作成した別紙（３）の事業箇所数及び対象経費の合計が、別紙（２）と一致すること。

別紙様式 4

号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事
指定都市の長
中核市の長

令和 8 年度社会福祉施設等設備災害復旧費補助金
(介護事業所・施設等復旧支援事業分) 年度終了実績報告書

令和 年 月 日厚生労働省発老 第 号により交付決定があった令和 8 年度社会福祉施設等設備災害復旧費補助金(介護事業所・施設等復旧支援事業分)については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)第 14 条後段の規定により、関係書類を添え別表のとおり報告する。

別表

[illegible]

号
年 月 日

殿

補助事業者名

消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書

令和 年 月 日 号により交付決定があった令和 8 年度社会福祉施設等設備災害復旧費補助金（介護事業所・施設等復旧支援事業分）について、交付要綱の 7 の（8）又は（12）のウの規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 15 条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税額に係る仕入れ控除税額（要国庫補助金等返還相当額）

金 円

- 3 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売り上げ割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。